

倉敷市立味野中学校 いじめ問題対策基本方針	令和8年4月 策定
------------------------------	------------------

いじめに関する現状と課題

「いじめの早期発見・早期解決」という方針で生徒に寄り添いながら必要な場面では指導をしっかりと入れていきたい。特にスマートフォンのSNS(LINE等)での書き込みに起因する生徒間トラブルが多く発生することが考えられるので、保護者と連携しながら取り組んでいきたい。教師も保護者も、情報モラル教育の研修を重ねていく必要が求められている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

本校のすべての生徒の生命や安全、人としての尊厳が脅かされることなく、認め合い・支えあい・学び合い、安心して生き生きと学校生活が送れるようにしなければならない。被害者も加害者も周囲の生徒たちも健全な育ちを阻害されないように不断の努力をしていかなければならない。

【重点となる取組】(1)「いじめについて考える週間」では、生徒が自分たちで進んでいじめを解決しようとする意識の高揚を図る。(2)生徒のインターネット利用実態を踏まえ、全学年で全員の生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。(3)SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA役員会や評議員会等でもいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員や民生委員・主任児童委員や保護司など地域の方々との懇談会を設け、校外での声かけや情報提供を依頼して早期発見に努める。 ・「SNS上のいじめ問題」などのPTA対象の研修会を実施する。 ・「学校だよ」などにいじめ問題の相談窓口を紹介して、その活用を促す。 	<p style="text-align: center;">いじめ問題対策委員会</p> <p>〈いじめ問題対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の実施案の作成、いじめ事案への対応 <p>〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回(学期に1回ずつ) ・適時 <p>〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で全教職員に周知 <p>〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長等 ・校内 校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談係、各学年主任、養護教諭、人権教育担当者 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市教育委員会 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールによる監視 ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭、生徒指導主事 <p>〈連携機関名〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児島警察署 ・健全育成対策室 ・児童相談所 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換 ・生徒指導連絡協議会の開催 <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進…一人一人の人権を大切にする教育を推進する。 ・道徳教育の充実…相手の立場で行動できる思いやりの心を育てる。 ・特別活動の充実… 体育会や文化祭などの学校行事を通して、「認め合い・支え合い・学び合う仲間づくり」(生徒の主体的活動を推進して、「人間関係づくり」「集団づくり」の取組をする。) ・楽しく分かる授業づくり…魅力ある授業づくり(「焦点化」「共有化」「視覚化」を視点とした授業の試み) ・情報モラル教育の推進…SNS等を使用するうえでの心構えやモラルをしっかりと教える。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の観察…「生徒のいるところには教員がいる」をめざす。日常的に情報を共有しながら、微妙な変化やSOSを察知する。 ・生活ノート…生徒の日々のやりとりを通して人間関係を築く。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。担任一人の対応としないで学年主任・生徒指導主事・管理職などチームで行う。 ・教育相談…日常生活での声かけを大切に、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。定期的教育相談を実施する。 ・いじめ実態調査アンケート…学期に1回は実施。アンケートはあくまでも、発見の手立ての一つであるという認識をもつ。 ・地域、家庭からの情報提供依頼…PTA役員会や学校評議員会、民生委員会、保護司会などの会議の中で話し合う。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な実態把握と指導方針の決定…当事者双方、周りの生徒から聞き取りをして、時系列に記録残し、継続的に取り組んでいく。いじめの全体像を把握する。「いじめ問題対策委員会」を開催し、指導のねらいを明確にして、すべての教職員の理解を図る。市教育委員会との連携を図る。 ・生徒への指導、支援…いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。いじめた生徒には「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。保護者に直接会って具体的な対策を説明し、協力を求め今後の連携について話し合う。 ・今後の対応…組織的に支援を行う。スクールカウンセラーの活用や児童相談所との連携等を含めた心のケアにあたる。心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営を粘り強く行う。

【様式2】

倉敷市立味野中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議・基本方針と指導計画の確認 ○いじめ問題対策委員会	○学年集会 ○学級づくりの取り組み ○道徳教育・人権教育の推進	○日々の観察、生活ノート ○地域・家庭から情報提供依頼 ○保護者懇談	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解
5月		○いじめ撲滅啓発活動 ○学力保障 ・「魅力ある授業づくり」の推進 ○警察との連携による情報モラル教育	○担任による教育相談	
6月		○「いじめについて考える取組」 ・人権朝読書 ・人権標語の作成・掲示 ・人権道徳		
7月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換	○学年集会 ○警察との連携による非行防止教室	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○保護者懇談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
8月	○校内研修会 ・SNSトラブルについて			
9月	○いじめ問題対策委員会	○学力保障 ・「魅力ある授業づくり」の推進	○日々の観察、生活ノート	
10月				
11月		○人権教育講演会	○担任による教育相談	
12月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換	○人権週間 ・人権啓発標語を掲示 ・人権道徳 ○学年集会	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○保護者懇談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
1月			○日々の観察、生活ノート	
2月	○学校評議員会 ・1年間の取組の反省			
3月	○いじめ問題対策委員会 ・取組の検証 ・基本方針の修正	○学年集会	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処

年間を通して行う取組

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

- ①人権教育の推進 ②道徳教育の充実 ③特別活動の充実 ④楽しく分かる授業づくり ⑤情報モラル教育の推進
⑥教職員研修の充実 ⑦関係機関との連携

2 いじめの早期発見 ～生徒の変化を敏感に察知～

- ①日々の観察 ②生活ノート ③教育相談 ④いじめ実態調査アンケート ⑤校内の情報収集や共有体制づくり
⑥地域・家庭からの情報提供依頼